

○放置違反金等の徴収に関する事務処理要領の制定について(通達)

(平成 22 年 1 月 5 日岡指第 12 号警察本部長例規)

改正 平成 24 年 3 月岡指第 135 号 平成 28 年 3 月 29 日岡監第 137 号
令和 3 年 3 月 24 日岡務第 255 号

各部長
首席監察官
各統括官
各所属長

このたび、別添のとおり放置違反金等の徴収に関する事務処理要領を制定し、平成 22 年 1 月 5 日から施行することとしたので、適切な運用に努められたい。

別添

放置違反金等の徴収に関する事務処理要領

第 1 目的

この要領は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 51 条の 4 第 14 項の規定による放置違反金等の徴収の基本的事項に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 徴収職員の指定等

交通部長は、交通部交通指導課の職員の中から岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則(平成 18 年岡山県公安委員会規則第 9 号。以下「規則」という。)第 8 条第 1 項の規定による放置違反金等の滞納処分を行う職員(以下「徴収職員」という。)を指名するとともに、徴収職員証交付台帳(様式第 1 号)を作成して徴収職員証の交付状況を明らかにしておくものとする。

第 3 滞納処分の記録

- 1 徴収職員は、滞納処分を行おうとするときは、滞納処分指揮簿(様式第 2 号)によりあらかじめ交通部交通指導課長(以下「交通指導課長」という。)の承認を得なければならない。ただし、直ちに執行しなければ財産隠匿のおそれが認められるときその他事前の承認を得るいとまがないときは、徴収職員自らの名において行うことができる。この場合においては、事後速やかに滞納処分実施結果報告書(様式第 3 号)により交通指導課長に報告しなければならない。
- 2 徴収職員は、規則第 6 条の規定による督促を行ったときは、必要事項を催告等記録簿(様式第 4 号)に記載するとともに、滞納処分を実施したとき又は中止し、若しくは解除したときは、滞納処分実施結果報告書により交通指導課長に報告するものとする。

第 4 関係書類の送達

- 1 徴収職員は、法第 51 条の 4 第 18 項の規定により地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の例によることとされる滞納処分に関する書類(以下「関係書類」という。)を、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達(送達を受けるべき者に直接関係書類を交付することをいう。以下同じ。)により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達するものとする。
- 2 徴収職員は、郵便又は信書便による送達をしようとするときは、次によるものとする。
 - (1) 必要と認められるときは、書留郵便若しくは配達証明郵便又は信書便の役務のうちこれらに準ずるものにより送達すること。
 - (2) 郵便又は信書便により関係書類を発送するときは、当該関係書類の名称等を催告等記録簿に記載すること。
- 3 徴収職員は、交付送達をしようとするときは、次によるものとする。
 - (1) 送達記録書(様式第 5 号)に必要事項を記載すること。
 - (2) 送達すべき場所において、当該送達を受けるべき者に关系書類を交付して行うこと。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。
 - (3) 送達すべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに、その書類を交付すること。
 - (4) 関係書類の送達を受けるべき者その他(3)に規定する者が送達すべき場所にいないとき又はこれらの者が正当な理由なく関係書類の受け取りを拒んだときは、送達すべき場所に关系書類を差し置くこと。

第 5 車両使用者の所在調査、納付の催告等

1 車両使用者の所在調査

交通指導課長は、車両番号及び標識番号以外の事項について、法第 51 条の 5 第 2 項の規定による照会をする場合は、身上調査照会書(住民票に係るものにあつては様式第 6 号、戸籍に係るものにあつては様式第 7 号)及び関係事項照会書(様式第 8 号)により行うものとする。

2 納付の催告等

- (1) 滞納者には、文書若しくは電話による納付の催告又は滞納者の自宅等への訪問による納付の催告を行うものとし、文書による催告は、催告状(様式第 9 号)又は最終催告状(様式第 10 号)により行うものとする。この場合の納付期限には、当該催告状又は最終催告状を発した日から起算して 10 日目に当たる日(その日が岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日であるときは、その日後において休日でない最初の日)を指定するものとする。
- (2) 差押えの予告は、債権差押予告通知書(様式第 11 号)の送付により行うものとする。

(3) 納付の催告又は差押えの予告を行ったときは、必要事項を催告等記録簿に記載するものとする。

第6 審査請求及び取消訴訟に関する教示

放置違反金等の滞納処分に係る審査請求については岡山県公安委員会に対して行うこととなり、処分の取消しの訴えについては岡山県(岡山県公安委員会)を被告として提訴することとなる旨を、滞納者に対し教示するものとする。

第7 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

| 文書名 | 保存所属 | 保存期間 |
|-------------|-------|------|
| 徴収職員証交付台帳 | 交通指導課 | 長期 |
| 滞納処分指揮簿 | 交通指導課 | 5年 |
| 滞納処分実施結果報告書 | 交通指導課 | 5年 |
| 催告等記録簿 | 交通指導課 | 5年 |
| 送達記録書 | 交通指導課 | 5年 |
| 身上調査照会書(副本) | 交通指導課 | 5年 |
| 関係事項照会書(副本) | 交通指導課 | 5年 |

第8 細目的事項

この要領に定めるもののほか、財産の差押え、換価その他の放置違反金等の徴収に関し必要な事項は、交通部長が別に定める。